

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和2年12月11日（金）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6階601会議室
- 3 事 件
議案第143号 三次市県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）
議案第148号 損害賠償の額を定めることについて
- 4 出席委員 保実 治, 杉原利明, 竹原孝剛, 重信好範, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【水道局】明賀水道局長, 濱口水道課長, 藤川営業係長, 清水建設係長
【産業振興部】中廣産業振興部長, 加藤産業振興部付課長, 秀吉農村整備係長
【総務部】細美総務部長, 瀧熊行政係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の審査日程について申し上げます。本日は、事前にタブレットに掲載しています次第のとおり行っていきたくと思います。まず、議案第144号について、連合審査会の申出がされておりますので、それについて協議します。次に、議案2件について執行部から説明を受け、質疑を行った後、討論、採決を行います。その後、所管事務調査を2件実施したいと思います。

また、今定例会も引き続きケーブルテレビ中継が行われています。先日の議会運営委員会で確認されました常任委員会ケーブルテレビ中継に関する確認事項に沿って委員会を運営してまいります。説明員は着座のままで説明、答弁しますので、事前にお知らせしておきます。委員の皆様も円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、連合審査会の開催について御協議をお願いいたします。

議案第144号、指定管理者の指定については、総務常任委員会に付託されておりますが、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会の所管事項に関連するものであり、12月14日月曜日に連合審査会を開催したい旨、総務常任委員長から申入れがありました。本件につきましては、議会運営委員会でも確認された事項であります。

お諮りいたします。

議案第144号についての連合審査会の開会に同意してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 御異議なしと認め、そのように決定し、同意書を提出させていただきますので、12月14日月曜日10時に議場へお集まりください。

それでは、審査順にありますように、議案2件について提案理由の説明を受け、質疑をお願いしたいと思います。その後、議案の採決、委員長報告について御協議を頂きたいと思いますが、皆さ

んのほうから何かございましょうか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと考えております。よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、審査に移りますので、水道局の入室をお願いいたします。

(執行部入室)

○保実委員長 それでは、審査に移ります。

議案第148号、損害賠償の額を定めることについてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

明賀水道局長。

○明賀水道局長 委員の皆様、おはようございます。水道局から議案1件、審査のほうをお願いいたします。議案第148号、損害賠償の額を定めることについて御説明申し上げます。

本案は、令和2年3月27日に三次市島敷町1354番19地先、一般県道と和知三次線で発生した水道局職員の運転する公用車による人身事故等の損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調いましたので、その損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により市議会の議決を求めようとするものでございます。

まず、損害賠償額についてでございますが、139万7,838円でございます。なお、この賠償額につきましては、既に概算払いとして全額を三次市が加入しております保険会社である公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払っているところでございます。

次に、債権者は議案に記載のとおりでございます。

続いて、事故の概要について御説明をさせていただきます。

提出資料の6番、事故現場を御覧ください。それでは、説明のほうをさせていただきます。三次自動車学校入口から約150メートル西側の県道と和知三次線の交差点におきまして、三次東インターチェンジ方面に向かって右折待ちしていた車両の後方で停車中の被害者車両の後部に職員が運転する公用車が追突したものでございます。

次に、事故の過失割合についてでございますが、三次市が100%、被害者が0%の過失割合となっております。

水道局といたしましては、今後、交通事故を発生させないよう、日々の交通安全指導はもとより、計画的な安全教育を実施するなど、再発防止に努めていく所存でございます。申し訳ございませんでした。

簡単ではございますが、以上で御説明とさせていただきます。何とぞ、よろしく御審査いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは、質疑をお願いいたします。

月橋委員。

○月橋委員 まず、被害に遭われた方のけがの状況、あと、また後遺症などを含めて、ちょっと教

えていただけたらというふうに思います。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 まず、事故の状況から、追突という形になりまして、頸部、首とか背部、背中、それから腰痛ということで診断書が出ております。令和2年の10月15日の診断書で、症状は徐々に改善して、それから、9月末で治療は中止へということで診断書を頂きまして、それで、相手の方と示談の交渉をさせていただきまして、同意いただいているという状況でございます。

後遺症については、診断書のほうに記載はございません。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 それでは、入院などはなく、そのときの事故に遭った後の対応とかがどういうふうに、直後の対応をどういうふうにされたのかなというふうに思うんですけども。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 入院はされておられません。事故直後、車の破損もありましたので、相手方の車はレッカー移動されまして、病院のほうにかかられました。お見舞いも病院のほうに行って、させていただきまして、後日ですけども、自宅のほうへお見舞いに伺ったところでございます。

○保実委員長 ほかに。

山田委員。

○山田委員 関連になるんですけども、令和2年の3月に発生して、今現在まで半年以上たっているんですけども、その期間がかかったというのは、今おっしゃられた、示談ができたのが10月で、治療等のために今の時期になったのかというのが1つ、確認です。

再度、もう一つ確認ですが、過失割合10、ゼロということなので、示談もしていただいているということなんですけれども、相手方がきちんと納得されているかどうかというところを、2点ほどお願いします。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 時間がかかっておりますことにつきましては、治療に時間を要しまして、痛みもなかなか引かなかったということで、治療が終わるのを待っていたという状況でございます。

相手方がこちらの示談に納得されているかにつきましては、今、示談書の中に、議会の議決をもって本示談とするということで、仮示談になっております。承諾書を頂いておりますので、納得されているというふうに理解しております。

○保実委員長 ほかに。

重信委員。

○重信委員 当初の説明だと、1人で運転していて、考え事をしていたということを事前に説明がありました。事故は誰もが起こすというようなことで、責めるべきものではないと思いますし、その職員に対して今後の注意喚起とか言及等、あったのでしょうか。その点をよろしく申し上げます。

○保実委員長 明賀局長。

○明賀水道局長 事故後の職員に対する再発防止の研修等について御説明をさせていただきます。

まず、令和2年の3月30日、これは事故直後でございますが、その直後におきまして、当該課の職員全員で、今回の事故原因の分析と再発防止に向けた対策についての話し合いをまず実施いたしました。その中でいろいろな意見が出たものを、今も継続して実施しておりますわけですが、そのことを水道局全体で情報共有したというのが最初でございます。第2回目といたしまして、令和2年の5月11日、この日に水道局職員全員を対象としまして、三次警察署の交通課から職員の方をお招きして、1時間のメニューで交通安全講習を実施しております。それから、次回を来年の1月18日月曜日、この日にやはり水道局職員全員を対象といたしまして、午前、午後に分けて、同じく三次警察署の御協力を頂きまして、研修をするような計画としております。

それから、さらに運転中は運転だけに集中するという、これは、運転も業務の一環でございますので、そのことを徹底するためにも、週の初めの朝礼で毎週しつこく啓発をしていくというのが1点。それから、スケジュール等をなるべく共有できるところは共有しまして、可能であれば2人で外勤をするということが1つ。それから、トライ・ザ・セーフティなど、交通安全意識の向上を図れるようなイベントには積極的に参加をしていくということを考えております。これに関しましては、継続をして水道局のほうは参加をしておる状況でございます。それから、先ほど申しました年2回の交通安全講習会を計画的に毎年実施して、安全意識を持続させていくということを考えております。それから、これは現在もやっておることでございますが、毎週月曜日の朝に、朝礼が終わりましたら、各係で持ち回りをしまして、公用車全車の安全点検を行っております。ウインカー、それからブレーキの利き具合、クラクションが鳴るか等、全部の公用車を点検してから乗車するというのを毎週やっております。これも引き続き継続をしていくように考えております。

以上でございます。

○保実委員長 ほかに。

掛田委員。

○掛田委員 先ほどの重信委員の話と重複するところもあろうかと思うんですが、再発防止のための研修の取組、しっかり聞かせていただきました。私がお聞きしたいのは、まず当該部署のところで公用車を使う頻度、これがどれぐらい業務の中で占めているのかということと、また、働き方改革と昨今言われている中で、そういう過重労働であるとか、そういう働き方というところがどうなのかということ、あるいは日々のミーティングといたしましうか、朝会の辺りでも声かけなんかもされていると思うんですが、やはり日常的に安全確認を皆さんに知らしめていくとか、確認していくというような、そういう行為は必要不可欠だと考えております。そういう観点に照らし合わせて、本当に日常的なミーティングの中でそういう安全確認、安全運行、そういったものがしっかり行われていたのかどうなのか、そして、この事案を受けて、その辺りがどういうふうに変ったのか、その辺りを、雑駁な質問になりましたけども、お聞かせいただければと思います。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 水道課の公用車は9台ございます。下水道課の公用車もございますので、下水道課、水道課とも、それぞれの公用車に、水道課の公用車には水道課の職員が乗るというのではなくて、下水道課の公用車に乗ることもございます。ほぼ毎日、全車稼働している状況でございます。

あと、過重労働についてなんですけども、水道課につきましては、下水道課もそうですけども、三六協定を結んでおりまして、10時までに仕事を終えるようにということで、指導のほうはさせていただいております、職員の健康管理にも配慮しているところでございます。

あと、安全運転の徹底でございますけども、気がついたとき、声かけとかは、「交通安全に気をつけて」とかいうようなのは、職員に対して声かけ等もできるだけするように心がけてはいるところでございますけども、今後もそれを徹底してきたいと思っております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 今、健康管理のほうは言われたので、ここの場所、御存じのように、下りなんですよね。ここへ、地元要望で信号機をつけてほしいというて出しとるんですよ。警察がなかなかええ返事をくれんのじゃけど、警察じゃなくて、公安委員会じゃろうけど。講習会が2回ほどあるのなら、その辺りのことも含めながら、市行政としても、子供たち、通学路にもなっとるんで、信号機をぜひともという要望がもう大分前に出て、成就しとらんので、内部でも検討してもらって、危ないところはこういうふうには、水道局長の責任じゃないけど、土木ともよう話をしてもろて、あれしてもらえれば。ここは市道よね。県移譲の市道管理よね。それはうちのほうからしっかりと、危険地域については安全対策をしてくれという要望は出したほうがええんじゃないかなと思っております。意見です。

○保実委員長 明賀局長。

○明賀水道局長 講習会等もありますので、その機会を捉えて、お願いのほうはしていきたいと思っております。

○保実委員長 副委員長。

○杉原副委員長 1点お伺いします。定期的に事故というのは起こり得るわけですがけれども、以前に事故があった際に、問うた際に、当時の執行部として、さっき明賀局長も答えの中で一瞬触れちゃったんですけど、2人以上で公用車を運転させるようにしますというような答弁をかつてされたこともあるんですけども、実際、1人で乗るケースというのはどれぐらいの割合であるんですか。2人で出れる確率というのはどれぐらいなんですかね。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 統計という形では取っておりませんので、私の感覚で申し上げますと、半分ぐらいは2人で出れる状況です。現場のほうを、特に交通安全もそうなんですけども、現場で対応するときに、1人で聞くよりは2人で聞かせていただくということで業務の確実性も図っておりますので、できるだけ2人でということで指導はしているところでございます。

○保実委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第148号に対する質疑を終結いたします。

水道局の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、いましばらくお待ちください。

(執行部入替え)

○保実委員長 それでは、次の審査に移りたいと思います。

議案第143号、三次市県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 それでは、議案第143号、三次市県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例である三次市県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の一部を改正しようとするものでございます。

まず最初に、土地改良法が一部改正された背景、趣旨といたしまして、国の事業のほうを説明させていただきたいと思います。添付ファイルの農地中間管理事業の仕組みというのがあるかと思いますが、まず、国の制度であります農地中間管理事業について説明をさせていただきます。

国のほうが、担い手が利用する面積が全農地の8割となるように農地集積・集約化を推進するため、全国47都道府県に、真ん中にあります農地中間管理機構を組織し、農地所有者から農地を借り入れし、担い手に貸し付ける農地中間管理事業を実施しております。農地中間管理機構は、農地バンクというようなイメージをしていただければと思います。国のほうが、この農地集積をさらに加速化するため、農地中間管理機構が借入れしている農地について、都道府県が農業者の費用負担を求めずに基盤整備を実施できる制度を創設した、このことにより、一部土地改良法が改正されました。この改正された動きを受けて、県の分担金条例も一部改正されたことに伴いまして、本市の条例を一部改正するものでございます。

それでは、主な改正内容について説明をさせていただきます。こちらのほうは、新旧対照表のファイルを御覧いただきたいと思いますが、こちらのほうで説明をさせていただきます。

それでは、第1条の改正案のところを見ていただきたいんですが、アンダーラインの箇所です。「並びに法第91条の2第1項及び第6項の規定に基づく特別徴収金」とあります。これについては、先ほど説明いたしました、農地所有者が農地中間管理機構へ農地を預け入れして、農地中間管理機構が借り受けた農地を県営の土地改良事業により整備し、担い手に貸し出す制度ですけど、この県営土地改良事業で整備した地域内の農地について、農地所有者、または農地の借受者がその農地を目的外用途への転用、または農地中間管理機構との契約を解除した場合、特別徴収金を徴収することができるというものを定めるものでございます。

次に、第2条のアンダーラインの「法第87条の3第1項の規定により県が行う土地改良事業を除く」、この箇所につきましては、先ほど説明しました農地中間管理機構が借り受けた農地を県営土地改良事業で整備するこの機構関連事業、これは農地所有者の費用負担を不要としているということから、従来の分担金の徴収規定から対象外とするという規定の条項になります。

次に、2ページから3ページの上段にかけてございます第6条の2を御覧ください。2ページ目になろうかと思いますが、ここの追加になっている箇所でございますが、この箇所につきましては、特別徴収金の対象となる期間を規定するものでございます。県営土地改良事業の機構関連事業の計

画について、公告をした日から、工事完了年度の翌年度から8年経過後までが制限期間となります。この期間内に目的外用途への農地の転用、あるいは農地中間管理機構との契約を解除した場合は、特別徴収金を徴収するという規定を設けたものでございます。

そのほかのアンダーラインの箇所につきましては、土地改良法等の一部改正に伴う文言等の条文整理でございます。

説明につきましては以上でございます。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○保実委員長 では、質疑をお願いします。

竹原委員。

○竹原委員 これ、該当するのはどこじゃったですか。該当するところがおるんよね。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 今現在計画をしておりますが、河内の小文地区で農地中間管理事業を通じて農地集積を行い、まとまった一定の土地で圃場整備を計画しております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 それで、結局農家がどうなるんですか。農家にとって得なのか、損というか、どういうふうなことが基本的には事態としたら起こるんですか。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 まず、地域でまとまった土地をということで、人・農地プランというのを作成していただきます。そして、その地域の農地を誰に預けていくのかというところの担い手も決めていただきます。そこで、じゃ、何を作るのかという、そういったプランをまとめていただいて、それをまとめて中間管理機構へ農地を預けるという仕組みになります。そこで、担い手に貸し出すときに、より効率的な圃場を整備しようということで、区画整理をして、渡していくということで、農家さんにとってみれば、圃場整備の費用負担は発生しない、将来的には担い手さんに耕作をしていただくということで、地域のまとまった面積をもって、将来どうしていくかというのを話していただくということで、費用負担は発生しませんし、今後、将来、担い手にお願いするということで、地域の話合いの下で行われる事業でございます。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 農家へは、例えばでき上がって収入になったものは、これは担い手だけが、それとも農家へ行くのか、持ち主のところへ行くのかというのはどうなんですか。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 農家が農地中間管理機構へ農地を預け入れするんですが、あと、その農地の地代というのは、借受者と農業者の間で、じゃ、反当幾らよという話をさせていただいて、機構を通じてその地代が入っていくというような形になります。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 再度、借り受けて、未来永劫そういう、担い手がそれを作っていくかなというのが心配なのと、じゃけえ、途中で担い手が辞めたいと言うたら、その土地は元の人のところへ返るんで

すか。管理機構がどがにするのか知らんけど。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 この農地中間管理機構へ預け入れる期間が15年以上となっております。その先とか、あるいは途中でということが、あつてはいけないんですが、15年経過後、そして、今受けられる担い手がもうできないということであれば、農地中間管理機構が次の担い手さんを探していくことになります。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 最終的には担い手がその土地を買うということもあり得るんですか。それはない。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 基本的には貸し借りという考え方でございます。

○保実委員長 ほかに。

副委員長。

○杉原副委員長 1点教えてください。今回、この条例を制定される先に、小文地区があるということだったんですけど、例えば菅田のところも中間管理機構を使って農地集積しちゃったように私は思うとるんですけど、そのときは状況が変わるということなんですか。そのときは農家の負担があったということから、これからは負担がなくなるというようなことになるんですかね。

○保実委員長 加藤課長。

○加藤産業振興部付課長 この制度が平成30年度に創設をされた事業になりまして、県営のみということなんですけども、菅田はそれ以前から採択を受けてやっていますので、いわゆる通常の農地耕作条件整備事業という、市が事業主体でやった事業でやっていますので、地元負担が伴っていません。

○保実委員長 ほかに。

掛田委員。

○掛田委員 基本的なことを教えていただきたいんですが、これ、所管が違うかもしれないんですが、附則のところ、この条例は公布の日から施行するとなっているんですが、これはどのように考えたらよろしいんですか。公布の日から施行する。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 最終的に議決を得た日になります。

○保実委員長 ほかに。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第143号に対する質疑を終結したいと思います。

産業振興部の皆さん、ありがとうございました。御苦労さまでした。

○保実委員長 先ほどの143号についてですが、執行部のほうから補足説明をしたいという申出がありましたので、それを許します。

細美総務部長。

○細美総務部長 それでは、先ほど御審議いただきました議案第143号の御質問につきまして、一部補足をさせていただきたいと存じます。

先ほど、条文中の附則の中にあります、公布の日から施行するとの内容についてお尋ねを頂戴しました。議決予定日でございます18日をもってという御説明をさせていただきましたが、少し補足をさせていただきます。

正確に申し上げますと、条例につきましては、議決を頂いた後、公布をさせていただき、今回の場合は、公布の日がそのまま施行日になるものでございますが、公布の手續につきましては、具体的には本庁並びに各支所の8か所の掲示板に掲示をさせていただくという手續を取りますので、必ずしも同日にならないことがありますという意味で、同日の場合もございますが、それ以外の場合もあるということで、実際に公布の手續をさせていただく日になるというところを補足させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○保実委員長 よろしいですか、皆さん。

竹原委員。

○竹原委員 議会から執行部へ議決して、3日以内で渡すということになっとるじゃないですか。じゃけえ、実際は3日より遅れるということもあるわけよね。市議会が早う送りゃいいけど、送らんかった場合は、それ以上になるということよね。先ほどそういうふうに言えばよかったんじゃないか。

(執行部退室)

○保実委員長 それでは、採決に入りたいと思います。

お手元に配付の産業建設常任委員会審査報告書に沿って採決をいたします。

今回は、議案2件を採決します。

これより議案第143号、三次市県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第143号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第148号、損害賠償の額を定めることについて討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第148号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で採決を終わります。

次に、委員長報告についてですが、報告に記載したい意見があれば、皆さんのほうからお願いします。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、委員長報告の案分作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、そのようにさせていただき、後日タブレットのほうへ入れさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○保実委員長 本日の審査は全て終了いたしました。

これにて産業建設常任委員会を閉会といたします。

午前10時40分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年12月11日

産業建設常任委員会

委員長 保 実 治